

2006 年度 (第 48 回)

日本女子アマチュアゴルフ選手権競技

競 技 規 定

期 日 6月20日(火) 21日(水) 22日(木) 23日(金) 24日(土) 【予備日6月25日(日)】
場 所 鷹之台カンツリー倶楽部
〒262-0001 千葉県千葉市花見川区横戸町 1501 .0474-84-3151
主 催 (財)日本ゴルフ協会
後 援 文部科学省

1. ゴルフ規則： 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. プレーの条件： 6月20日(火) クオリファイング第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
6月21日(水) クオリファイング第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
36ホールを終わり、上位32名が翌日からのマッチプレーに進出する。
なお、進出者にタイが生じた場合は、即日委員会の指定するホールにおいてサドンデス方式によるプレーオフを行い進出者を決定する。
6月22日(木) 1回戦 32人 16組による 18ホール・マッチプレー
2回戦 16人 8組による 18ホール・マッチプレー
6月23日(金) 準々決勝 8人 4組による 18ホール・マッチプレー
準決勝 4人 2組による 18ホール・マッチプレー
6月24日(土) 決勝 2人 1組による 36ホール・マッチプレー

天候等の理由によりクオリファイングラウンドを予定通り行なうことができない場合、6月22日(木)までクオリファイングラウンドを延長することがある。その場合、以降のマッチプレーの日程を変更する。なお、クオリファイングラウンドは“18ホール終了”をもって成立とし、6月22日までの3日間で36ホールを終了できなかった場合はクオリファイングラウンドを短縮することがある。
3. タイの決定： 所定のホールを終了し、勝敗が決着しない場合、勝敗が決まるまで正規のラウンドを延長する。
4. 使用球の規格： (1) 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 161ページ参照)
(2) ラウンド中に使用する球について『ワンボール条件・ゴルフ規則付 (c)1b』を適用する。
(ゴルフ規則 161ページ参照)
5. ドライビング： プレーヤーがラウンド中に持ち運ぶドライバーは、R&A ルールズリミテッドの発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに名前が掲載されているクラブヘッド(モデルやロフトによって識別される)を有していなければならない。この競技の条件の違反の罰は競技失格
「最新の適合ドライバーヘッドリスト」とは競技の条件で別途規定されていない限り、競技が開催される週(複数ラウンドの場合は第1ラウンドが開催される週)の火曜日にR&Aのホームページ上に掲載されているリストとする。』
6. 移動： 正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 (c)9 移動』を適用する。
(ゴルフ規則 166ページ参照)
7. キャディー： 正規のラウンド中、委員会が特に認めた場合を除き、プレーヤーがアマチュア資格を喪失している者をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 (c)3』を適用する。
(ゴルフ規則 163ページ参照)
注1：本競技は帯同キャディーの使用を認めていますが、アマチュア資格を喪失している者を帯同キャディーとして使用することは認めていません。帯同キャディーを使用するプレーヤーは所定の参加申込書に記入の上申し込むこと。
注2：クオリファイングラウンドでは3人組、共用のキャディーを原則としていますので、帯同キャディーを使用した競技者を含む組では、帯同キャディーを使用しない同伴競技者は2バグあるいは1バグとなります。なお、マッチプレーは1バグです。
8. 競技終了時点： 本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
9. 参加資格： 次のいずれかに該当する女子(出生時)アマチュアゴルファーに参加資格を付与する。
(1) 各地区連盟主催女子アマチュア選手権競技による上位成績者 130人とする。各地区割当数は各地区連盟主催女子アマチュア選手権競技の開催までに各地区連盟に通知する。
(2) 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技 過去5年間の優勝者

- (3) 2005 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技 ベスト8
- (4) 2005 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技 クオリファイングラウンド上位5位
- (5) 2005 日本女子オープンゴルフ選手権競技 ローアマチュア
- (6) 2005 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 上位5位
- (7) 2006 日本女子シニアゴルフ選手権競技 優勝者
- (8) 2005 日本ジュニアゴルフ選手権競技 女子15~17歳の部優勝者
- (9) 2005 日本女子学生ゴルフ選手権競技 優勝者
- (10) 2006 クイーンシリキットカップアジア女子アマチュア招待ゴルフチーム選手権
日本代表選手
- (11) 2005 国民体育大会ゴルフ競技 成年女子種別 個人戦1位(タイを含む)
- (12) 2006 全日本女子パブリックアマチュアゴルフ選手権競技 優勝者および2位1名
- (13) JGA特別承認者

注1:各地区連盟主催女子アマチュアゴルフ選手権競技よりの通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により決定する。欠場者が生じても次位の者は繰り上げない。

注2:(2)~(12)の資格者が各地区連盟主催女子アマチュアゴルフ選手権競技に参加し、(1)の割当数に入った場合はその割当数は(2)~(12)の資格者を含むものとする。また(1)の割当数に入らなかった場合は(2)~(12)の資格者とは別に(1)の割当数は確保される。

注3:各地区連盟主催女子アマチュアゴルフ選手権競技に参加するプレーヤーは1地区のみを選定し、2地区以上の参加申込(エントリー)は認めない。これに違反した場合、(1)の割当数に入っても本年度の当競技への出場は認めない。

注4:資格(12)について、2006全日本女子パブリックアマチュアゴルフ選手権競技の優勝者および2位の1人が既に他の参加資格を得ていた場合、当該競技の5位タイまでを限度に参加資格を繰り下げて付与する。

10. 賞 : 優勝者: JGA杯・文部科学大臣杯、ランナーアップ: 銀皿、セミファイナリスト: 銀皿、メダリスト: メダリスト賞、マッチプレー進出者: クオリファイ賞
11. 賞 状 : 優勝者: 文部科学大臣賞状
12. 参加申込: 参加希望者は、参加料を5月9日(火)以降、締切日までに、現金書留にて支払うこと。(銀行振込、為替小切手等は一切受け付けません。) 所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。
送付先: 〒104-0031 東京都中央区京橋1-12-5 京橋YSビル2階
(財)日本ゴルフ協会 .03-3566-0003
13. 申込締切日: 6月8日(木)午後5時までにJGAへ必着のこと。
電信、電話、ファックスによる参加申込は受理しない。また、締切後の申し込みは理由の如何を問わず受理しない。
14. 参加料: 26,000円(消費税含む)
(注)締切後の参加取消しの場合は参加料は返金しない。
(注)締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。
15. 個人情報に関する同意内容: 参加希望者は、参加申込みに際し、「2006年度(第48回)日本女子アマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」並びに「2006年度(第48回)日本女子アマチュアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(財)日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
(1)第48回日本女子アマチュアゴルフ選手権(以下「選手権」と称する)の参加資格の審査。
(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属(所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。
(3)この申込書並びに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。
16. 肖像権に関する同意内容: 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは(財)日本ゴルフ協会の目的に

反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権（収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を（財）日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。

17. 参 加 章： ネームプレート

18. 指定練習日： 6月15日（木）、16日（金）、19日（月）とし、うち1人2日間まで。（会員並扱い）

付記：本競技のクオリファイングラウンド上位3位タイおよびマッチプレーベスト8に、第39回日本女子オープンゴルフ選手権競技（9月28日～10月1日・茨木カンツリー倶楽部・西コース）への参加資格を付与する。

注：グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。